

委託契約書

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、防災行政無線ネットワークIPネットワーク再構築業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 委託者は、防災行政無線ネットワークIPネットワーク再構築業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第2条 受託者は、委託業務の実施にあたっては、別冊「防災行政無線ネットワークIPネットワーク再構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受託者に支払う。

2 各会計年度における委託料の内訳は、次のとおりとする。

令和6年度 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和7年度 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（委託期間）

第4条 委託の期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

（主任担当者の選任）

第6条 委託者及び受託者は、委託業務の実施に関する連絡及び確認を行う主任担当者をあらかじめ定め、書面をもって相手方に通知しなければならない。

2 委託者及び受託者は、委託業務の履行に関する連絡及び確認を原則として主任担当者を通じて行うものとする。

（委託業務完了報告）

第7条 受託者は、各年度の委託業務完了後、〇日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

（検査及び引き渡し）

第8条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 令和7年度における前項の検査に合格したときをもって、成果物の引き渡しを完了したものとする。

3 委託業務に係る成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに受託者から委託者に移転するものとする。

(再検査)

第9条 前条第1項の規定による検査の結果、不合格となり、成果物について委託者から補正を命ぜられたときは、受託者は速やかに当該補正を行い、委託者が定める期間内に成果物を納入しなければならない。この場合における検査及び引き渡しについては、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 委託者は、前2条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第11条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

4 委託者が第8条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その越える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(前金払)

第12条 委託者は、受託者から各会計年度における委託料の支払について、前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、当該会計年度における委託料の30パーセントに相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任

し、又は請け負わせたとき

- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込み又はこの契約を履行する見込がないと認められるとき
 - (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
 - (5) 受託者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させているとき。
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第15条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第15条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により委託者に承諾を求める場合においては、再委託先の名称、再委

託する理由、再委託の内容、再委託の相手方において取り扱う個人情報（特定個人情報を含む。以下同様。）、再委託先に求める個人情報の安全管理措置の内容、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、委託者の承諾後速やかに別添「個人情報取扱特記事項」に記載する受託者の義務と同等の義務を有しそれを遵守する旨の再委託先から委託者に対する誓約書を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適切な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

4 受託者は、この契約に係る業務の下請又は再委託（受託者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団等を関与させてはならない。

（不当介入等への対応）

第18条 受託者は、この契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は再委託等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、委託者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

2 受託者は、この契約の再委託先が不当介入等を受けたときは、当該再委託先が直ちに警察に通報するとともに受託者に報告するよう指導を行わなければならない。

3 受託者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、委託者と協議しなければならない。

4 不当介入等を受けた受託者又は再委託先が、第1項又は第2項の報告及び通報を怠ったと認められるときは、委託者は受託者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第19条 委託者及び受託者は、委託業務の実施にあたっては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約不適合責任）

第20条 委託者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、受託者は委託者の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の規定する場合において、委託者は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、損害賠償の請求は、契約不適合が受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときはすることができない。

3 第1項に規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 委託者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（委託者の調査監督権）

第21条 委託者は、この契約に規定する事項を確認するため、受託者及び再委託先の委託業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

（受託者の責任）

第22条 受託者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

（知的財産権の帰属等）

第23条 委託業務の実施に関して、知的財産権の帰属等に関しては、別添「知的財産権取扱特記事項」によるものとする。

（費用負担）

第24条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

（協議）

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条 委託者及び受託者は、本契約に係る一切の紛争については、松江地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意した。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

受託者

個人情報取扱特記事項

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 この契約において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）をいう。

2 この契約において「秘密」とは、委託者又は受託者が収集し所有する個人情報及び公然と知られていない情報のうち、委託者においては委託者が保護を要すると認める情報、受託者においては受託者が秘密として管理している情報であつて生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

第2章 一般的事項

(秘密保持)

第2条 委託者及び受託者は、委託業務の実施に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者が承諾した再委託先に対しては、再委託先の業務の実施に必要な範囲において、秘密を開示することができる。

2 委託者が承諾した再委託先が知り得た秘密について、本契約の期間に関わらず、再委託先から他に漏れ又は契約の目的外に使用することがないように、受託者の責任において管理するものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3条 委託者及び受託者は、相手方から開示された秘密を契約の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第4条 委託者及び受託者は、委託業務の実施のため相手方から提供された秘密が記録された資料等（記録媒体に記録された電磁的記録を含む。以下同じ。）を相手方の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第5条 委託者及び受託者は、委託業務の実施のため相手方から提供された秘密が記録された資料等（前条の規定により相手方の承諾を得て複写又は複製したものを含む。）を、委託業務の実施に必要ななくなった場合又は委託業務の完了後速やかに提供者に返還するものとする。ただし、提供者が資料等の廃棄等、返還に代わる別の方法を指示したときは当該方法によるものとする。

(事故報告)

第6条 委託者及び受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに相手方に報告しなければならない。

2 受託者は再委託先から、事故発生時には直ちに委託者に対しても通知する旨の同意を得なけ

ればならない。なお、受託者は、当該同意を得た旨を委託者に書面で報告するものとする。

第3章 個人情報に関する特記事項

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施に関して収集し又は委託者から提供を受けた個人情報の漏洩、委託者の所有する個人情報の利用に伴う滅失及びき損を防止し、その他個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第8条 受託者は、前条に定める個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報収集の制限)

第10条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(資料等の返還、消去及び廃棄)

第11条 受託者は委託業務の実施のため、受託者自らが収集し、又は作成した個人情報及び委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除された時は委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(事業従事者への周知)

第12条 受託者は、受託業務に従事している者（委託者が承諾した再委託先において受託業務に従事している者を含む。）に対して、在職中及び退職後においても委託業務の実施に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第14条 委託者は、受託者及び再委託先が委託契約の実施に当たり管理する個人情報の取扱状況

について、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 受託者は、前項の指示を受けた場合においては、速やかに受託者の負担において委託者の指示に従った必要な措置を講じなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

（漏えい等事案が発生した場合の対応）

第15条 受託者は、この契約による業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、速やかに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従うものとする。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（指示）

第16条 委託者は、受託者が委託業務の実施にあたり管理する個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な措置を指示することができる。

- 2 受託者は、前項の指示を受けた場合においては、速やかに受託者の負担において委託者の指示に従った必要な措置を講じなければならない。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

知的財産権取扱特記事項

第1条 委託者及び受託者は、委託業務の実施に関して、本契約締結以降に生じた特許権、実用新案権（特許・実用新案を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）の帰属について、以下のとおり合意するものとする。

- (1) 委託者が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等は委託者単独に帰属するものとする。
- (2) 受託者が単独で行った発明等から生じた特許権等は受託者単独に帰属するものとする。
- (3) 委託者及び受託者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、委託者受託者の共有とし持ち分は委託者が2分の1、受託者が2分の1とする。この場合、委託者及び受託者は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾できるものとする。

2 前項に定める委託者又は受託者の単独に帰属する特許権等が生じ、委託業務の実施に関して当該特許権等の実施が必要である場合には、委託者受託者は、委託業務の実施に必要な範囲内で、相手方に無償の通常実施権を実施許諾するものとする。

第2条 委託者及び受託者は、委託業務の実施に関して、本契約締結以降に作成されたソフトウェア等の成果物（以下「成果物」という。）及び成果物以外に受託者が委託業務の過程で委託者に提供したドキュメント、プログラム等（以下「受託者提供資料」という。）の著作権の帰属について以下のとおり合意するものとする。

(1) プログラム

成果物のうち新規に作成されたプログラムの著作権については、別途協議により定める時期をもって、受託者から委託者に譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。以下同じ。）するものとする。

(2) プログラムの構成部品

- ① 成果物のうち新規に作成されたプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等（以下「プログラムの構成部品」という。）で、委託者又は受託者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、それぞれ委託者又は受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は委託者に対し、当該プログラム構成部品について、委託者がそれを防災行政無線ネットワークを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。以下同じ。）を無償で許諾するものとする。
- ② 成果物のうち新規に作成されたプログラムのプログラム構成部品の著作権については、別途協議により定める時期をもって、受託者の著作権の持ち分の2分の1を委託者に譲渡することにより、委託者受託者の共有とする。この場合、委託者及び受託者は、当該プログラム構成部品につき、それぞれ相手方の同意及び対価の支払いなく自由に著作権法に基づく利用を行い、又は第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとする。

(3) ドキュメント

- ① 成果物のうち、新規に作成されたドキュメントの著作権については、引き渡しの時期（又は別途協議により定める時期）をもって、受託者の著作権の持ち分の2分の1を委託者に譲渡することにより、委託者受託者の共有とする。この場合、委託者及び受託者は、当該ドキュメントにつき、それぞれ相手方の同意及び対価の支払いなく自由に著作権法に基づく利用を行い、又は第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとし、受託者は、個人情報取扱特記事項に反しない範囲で、受託者が著作権を有する成果物又は受託者提供資料を利用することができる。
 - ② ①による利用には、有償無償を問わず、受託者が、成果物又は受託者提供資料の利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。
- (4) 受託者は、前号に基づき委託者に著作権を譲渡し、又は委託者に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
 - (5) 委託者及び受託者は、前各号に基づき第三者に著作権法に基づく利用を行わせる場合であっても、個人情報取扱特記事項に定める秘密保持義務を負うものとする。
 - (6) 受託者提供資料に関する著作権は受託者に留保されるものとするが、委託者は、当該受託者提供資料を、自らの業務処理に用いるために必要な範囲で使用できるものとする。

第3条 委託者及び受託者は、本契約に基づき開発されたアイデア、ノウハウ、コンセプト等につき、それぞれ秘密保持義務の負担及び対価の支払いをすることなく自由に使用できるものとする。